

鶴岡市発注工事における社会保険等未加入対策について

(概要・Q&A・フロー)

平成29年 1月

鶴岡市

I 概要について

◎一次下請契約者を社会保険等加入業者に限定します。

平成29年4月1日以降に契約締結した工事において、受注者は、原則として社会保険等未加入業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととします。

【追加】

建設工事契約約款

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- （2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

① 社会保険等未加入建設業者の確認方法等

施工体制台帳及び添付書類により確認を行います。なお、違反した受注者に対しては「契約違反」となり以下の罰則が科されます。

・指名停止の措置

【鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準】に基づく指名停止等の措置を行います。

（契約違反）

- 4 第2号に掲げる場合のほか、市と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不相当であると認められるとき。
（当該認定をした日から1か月以上8か月以内）

・工事成績評定の減点

【鶴岡市建設工事成績評定要領】に基づき指名停止措置による、工事成績評定の減点を行います。

② 社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

受注業者は、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出し、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者がさらに指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に参加することを条件として、例外的に認められます。

ただし、指定する期間内に加入手続き等がとられなかった場合は、①に記載の罰則の対象になります。

なお、以下の場合は「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Ⅱ 社会保険等未加入対策に関するQ & A

Q 1 社会保険等とは何ですか。

A 1 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の3保険をいいます。

Q 2 社会保険等に参加しなければならないのはどのような場合ですか。

A 2 原則として以下の場合には保険の適用事業所となります。ただし、会社の状況により異なる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください。

保険の種類	適用事業所の要件	所管行政庁
雇用保険	・労働者を1人以上雇用する事業所	公共職業安定所 (ハローワーク)
健康保険 厚生年金保険	・全ての法人事業所 ・常時5人以上の従業員のいる事業所	年金事務所

Q 3 一次下請契約者となる建設業者が社会保険等に参加しているかどうかは、どのように確認を行えば良いでしょうか。

A 3 確認方法の例として、下記の方法があります。

- ① 有効期間内にある経営規模等評価結果通知書
「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が『有』または『除外』となっていること。
- ② 健康保険または厚生年金保険
「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」
「資格取得確認および標準報酬決定通知書」
「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印のあるもの）
- ③ 雇用保険
「領収済通知書」および「労働保険 概算・確定保険料申告書」
「雇用保険被保険者資格等通知書（事業主通知用）」
「雇用保険適用事業所設置届」（ハローワークの受付印のあるもの）

Q 4 「社会保険等に未加入」というのはどのような場合ですか。例えば、従業員を雇用していない個人事業主であり、雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれにも加入する必要がない場合も「未加入」ということになるのでしょうか。

A 4 「社会保険等に未加入」とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合（保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合）をいいます。3保険（適用となる保険のみ）のうち一つでも届出義務を果たしていないものがあれば「未加入」となります。

なお、従業員の雇用状況等により各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となり、市発注工事の下請負人となることについても問題ありません。

Q 5 社会保険等への加入が適用除外となる業者の条件はどのような場合ですか。

A 5 健康保険および厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、一人親方である場合等は加入義務がありません。

なお、一人親方や、常時雇用の従業員等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認ください。

Q 6 社会保険等の適用が除外されている事業所において、社会保険等に「未加入」と誤解されて下請契約の相手方から排除されてしまうことはないのでしょうか。

A 6 適用除外事業所と市発注工事の下請負契約を締結することは問題ありません。必要に応じて申告書（別紙参考）を元請人に提出し、確認を受けてください。

Q 7 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請負人との契約が禁止されるのでしょうか。

A 7 未加入建設業者と一次下請負契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）が提出され、未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別な事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に社会保険等に加入することを条件に下請契約を結ぶことを認めます。

「特別の事情」を有すると認められるのは、以下の場合が該当すると考えられます。

- ・ 特殊な技術、機器または設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達することが出来ないことや、その下請業者でなければ目的を達することが困難となること
が明らかな場合となります。

なお、以下の場合については「特別の事情」に該当しません。

- ・ 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・ 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・ 他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q 8 二次下請以下の未加入建設業者はどのような取扱いになりますか。

A 8 二次下請以下の下請負人については、受注業者と直接の契約関係にはないため、罰則規定の対象にはなりません。発注担当課による個別の加入指導が行われます。

(別 紙)

平成 年 月 日

(元請負人) 様

住所
商号または名称
代表者

社会保険等の適用除外に関する申告書

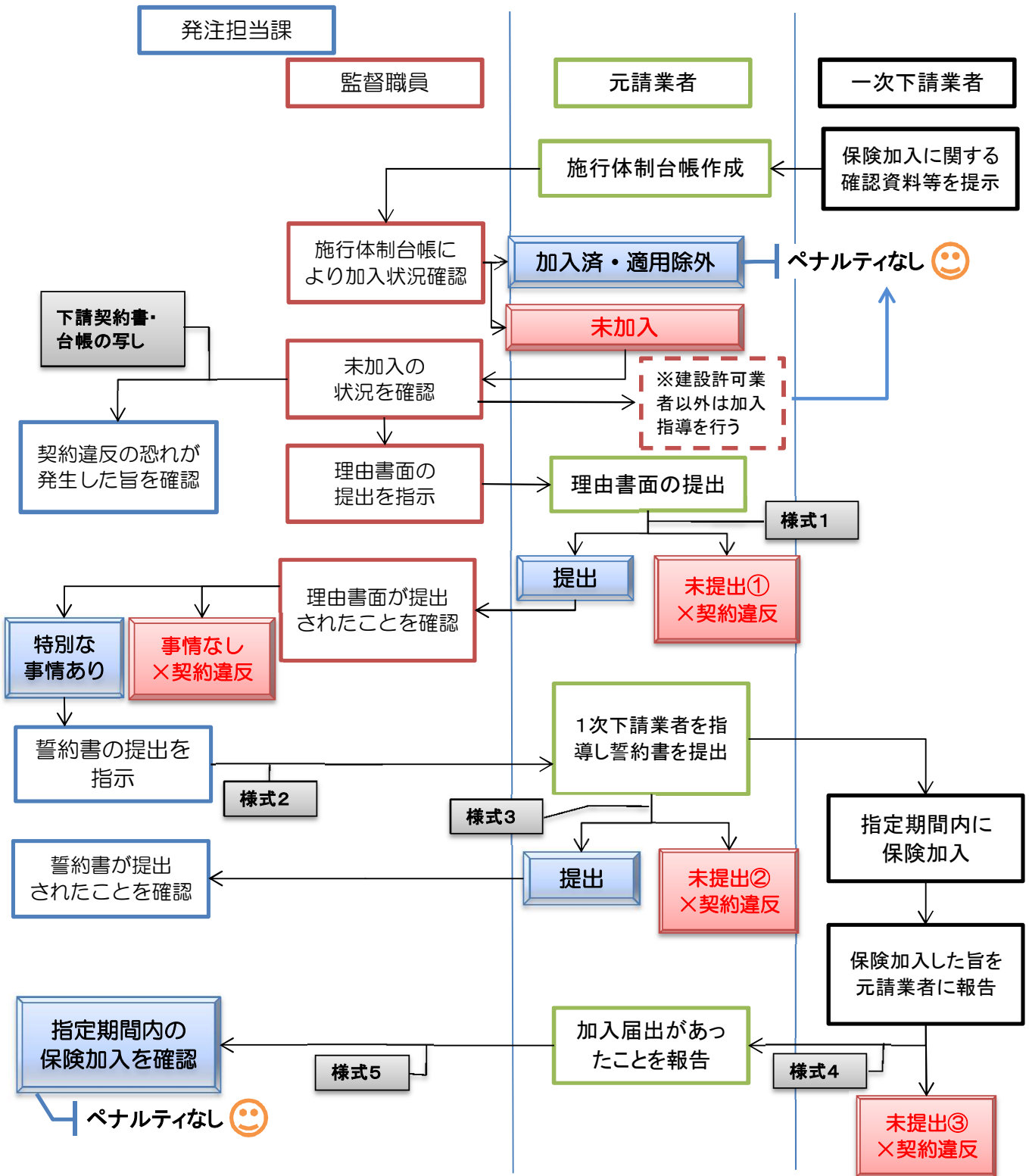
当社は、社会保険等の適用除外事業所になっておりますので以下のとおり申告します。

- 健康保険
- 個人事業主であって、常時使用する従業員の数が5人未満であるため。
 - 建設国保等の国民健康保険組合に加入し、健康保険に係る適用除外の承認を年金事務所から受けているため。
 - その他（具体的に記載すること）

- 厚生年金保険
- 個人事業主であって、常時使用する従業員の数が5人未満であるため
 - その他（具体的に記載すること）

- 雇用保険
- 役員のための法人であるため（労働者を1人も雇用していないため）。
 - その他（具体的に記載すること）

社会保険等未加入対策手続きフロー(一次下請)



- ×契約違反** に該当した場合は、【契約違反】となり、次の罰則が科せられます。
 ・指名停止の措置 ・工事評定点の減点 (契約管財課に報告)
- 様式1** 一次下請契約を締結した理由について
 - 様式2** 一次下請契約者に関する社会保険等加入について(通知)
 - 様式3** 一次下請契約者の社会保険等加入に関する誓約書
※様式2の通知日から7日以内(土日含む)
 - 様式4** ○○保険法第○条の規定による届出について(報告)
 - 様式5** 一次下請契約者に関する社会保険等加入について(報告)
※加入後すみやかに(様式2の通知日から原則工期内で最長60日以内(土日含む))

●二次以降下請契約者が未加入である場合加入指導を行う(発注担当課)。